

# 景気対応緊急保証の特定業種指定について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

(指定期間：平成23年1月1日～平成23年3月31日)

※今期の指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

## ○範囲変更業種（1業種）

産業分類中分類番号(参考)		指定業種
旧分類		
全部	一部	
	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号、第3号及び第6号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）